平成２７年（フ）第３８号
岐阜県多治見市小路町27番地
破産者　有限会社肉のマルイ
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４０号
岐阜県多治見市音羽町４丁目99番地
破産者　有限会社オフィス将
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２５７号
静岡市清水区馬走815番地の18
破産者　有馬工業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４５号
大阪市西区新町１丁目25―18　サンタンビル304号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目５番８号
破産者　中央印刷紙工株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４８号
大阪府東大阪市菱江２丁目17番３号
破産者　株式会社児島運送
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３０号
大阪府大東市曙町６番39号
破産者　有限会社児島
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１２号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目12番３号
破産者　有限会社みつわ商事
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２２号
大阪市中央区南船場４丁目９番14号
破産者　有限会社ディマックス
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１００５号
大阪市淀川区加島４丁目16番22号
破産者　佐野工業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４０号
大阪府豊中市庄内東町１丁目７番33号
破産者　株式会社Ｎａｙｕｔｔｙ
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７０号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目４番20号
破産者　有限会社ピーエスジーサービス
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４５号
大阪市都島区善源寺町２丁目８番17号
破産者　株式会社ケーシーシー
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１９０号
大阪府枚方市新之栄町４番６号
破産者　田原水道工業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３９号
大阪府羽曳野市白鳥２丁目４番２号、商業登記簿上の本店所在地大阪府羽曳野市羽曳が丘１丁目８番５号
破産者　株式会社上杉カメラ
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
兵庫県南あわじ市榎列小榎列422番地１
破産者　有限会社サン・リガード
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第３２６号
広島市西区井口３丁目１番14号脇中ビル１Ｆ
破産者　株式会社ティース
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８号
群馬県前橋市朝倉町１丁目８番地12
破産者　株式会社ＳＫＤ
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
千葉県印西市原４丁目１番地１棟308号
破産者　株式会社プラム
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０３号
千葉県白井市根74番地の63
破産者　中西　亜希（旧姓橋本）
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３号
東京都武蔵村山市残堀１丁目101番地の３
破産者　株式会社ビーエムアイ
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート11棟109号
破産者　升舘　廣美
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３７号
東京都町田市小山町44番地１Ｋ．Ｉハイツ101
破産者　有限会社田村ハウスビュウロー
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部